

## 暫定プランの取扱いについて

### 【暫定ケアプランを作成する場合】

暫定ケアプランを作成するときの例として、以下の場合が想定されます。

1. 被保険者が新規に要介護等認定の申請を行い、認定結果が出るまでの間にサービスを利用する場合
2. 要介護等認定者が区分変更申請を行い、認定結果が出るまでの間にサービスを利用する場合
3. 要介護等認定者が更新申請を行い、認定結果が更新前の認定有効期間中に確定しない場合

### 【暫定ケアプラン作成に当たっての留意事項】

暫定ケアプランを作成して、介護サービスを提供する際には、以下のことに留意してください。

○新規申請中において、暫定ケアプランを作成する場合であっても、重要事項説明書の説明や契約手続き、個人情報使用の同意ならびにアセスメントが必要です。

○認定結果が要介護もしくは要支援のどちらになっても給付が受けられるよう、介護・予防両方の指定を受けているサービス事業者を暫定ケアプランに含めてください。

○認定結果が非該当となったとき、または暫定ケアプランに設定した要介護度等よりも低くなったときは、介護サービスに要する費用の全部または一部が自己負担になる場合があるため、あらかじめ利用者や家族に十分な説明を行ってください。

○要介護等認定は有効期間が申請日に遡って決定され、暫定ケアプランについても決定された要介護度等に基づき有効となることから、暫定ケアプランを作成する場合にあっても、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第13条第6号から第12号までに定める一連の業務（以下「一連の業務」という。）を行ってください。

※一連の業務：課題分析（アセスメント）からサービス担当者会議、ケアプラン作成・交付、個別援助計画の提出依頼まで

○更新申請の際に、利用者の状況からサービス内容に変更がないと判断し、更新前と同一の内容で暫定ケアプランとする場合には、暫定ケアプラン作成時の一連の業務を省略することができます。この場合、認定結果が出たときは、速やかに一連の業務を行ってください。

○認定結果が要介護認定、要支援認定のいずれになるか判断できない場合、

必ず居宅介護支援事業者と地域包括支援センターが相互に連携を取りながら暫定ケアプランを作成してください。

○認定結果について、想定していた要介護度等と認定結果が同一の場合で、暫定ケアプラン作成時に一連の業務を行い、かつ暫定ケアプランから本ケアプランへの移行に当たりサービスの内容の変更をしない場合は、改めての一連の業務は不要です。ただし、必要事項を見え消しで訂正するなど暫定ケアプランがそのまま本ケアプランに移行したことが分かるようにしてください。また、そのことについて利用者や家族に説明し同意を得て、支援経過に同意を得た日付、相手方、確認方法（電話、面接等）等を記録してください。なお、支援経過への記録に代えて、再度同意の署名をもらうこととしても差し支えありません。